

平成30年8月26日

会 員 様

(公社) 秋田県トラック協会

今般、(公社) 全日本トラック協会より、登下校時の子供たちの見守り等についての取組み強力依頼がございました。別紙のとおり、「自動車運送事業者等に対する『登下校時の子供の安全確保に関する取組み』への協力依頼について」です。

つきましては、別紙の文書をご確認の上、施策への取組みにご協力頂きますようお願い申し上げます。

全ト協発第271号(環)

平成30年8月21日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克



自動車運送事業者等に対する「登下校時の子供の安全確保に関する取組」への協力依頼について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、平成30年7月27日付け警察庁丁生企発第516号による「登下校時の子供の安全確保に関する取組」への協力要請を受け、今般、国土交通省自動車局安全政策課長より、別添のとおり、「登下校防犯プラン」について協力依頼の通達が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、業務に支障のない範囲でご協力いただきますよう、傘下会員事業者に対する周知・徹底方をよろしくお願い申し上げます。



(本件に関する問い合わせ先)

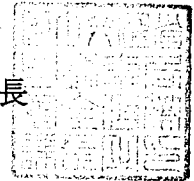
公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国 自 安 第 8 1 号
平成 3 0 年 8 月 1 7 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



自動車運送事業者等に対する「登下校時の子供の安全確保に関する取組」への協力依頼について

平素から国土交通行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 6 月 22 日、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において決定された「登下校防犯プラン」では、施策のひとつとして「多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進」が掲げられております

今般、標記について、平成 30 年 7 月 27 日付け警察庁丁生企発第 516 号により、所管分野において下記に掲げる事項について協力依頼がありました。

つきましては、「登下校防犯プラン」の趣旨を踏まえ、貴会におかれましても、貴会傘下会員に対し、業務に支障のない範囲におけるご協力を呼びかけていただきますよう、お願い致します。

記

- 登下校時間帯の通学路走行時における、沿道を登下校する子供の見守り
- 子供が被害者となる事件・事故や不審者・不審車両を発見した場合における、被害者・傷病者の一時的な保護及び警察への通報
- 事業活動に使用する車両への見守り活動を実施中である旨を明示したステッカー等の貼付・掲示
- 事業活動に使用する車両へのドライブレコーダーの設置、及び捜査機関からの要請に基づくドライブレコーダー映像の提供

以上

平成30年7月27日

国土交通省自動車局安全政策課長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

自動車運送業者等に対する「登下校時の子供の安全確保に関する取組」への協力依頼について

平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年6月22日、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において決定された「登下校防犯プラン」では、施策のひとつとして、「多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進」が掲げられており、警察庁といたしましても、見守り活動に取り組む高齢者、現役世代、事業者等に対する積極的な表彰、活動の周知・情報発信等を行うとともに、見守りの担い手の裾野を広げるため、日常生活や事業活動を行いながら防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」等を推進することとしております。

つきましては、「登下校防犯プラン」の趣旨を踏まえ、貴課から自動車運送業者等に対し、下記に掲げる事項について業務に支障のない範囲における御協力を呼びかけていただきますよう、お願いいたします。

記

- 登下校時間帯の通学路走行時における、沿道を登下校する子供の見守り
- 子供が被害者となる事件・事故や不審者・不審車両を発見した場合における、被害者・傷病者の一時的な保護及び警察への通報
- 事業活動に使用する車両への見守り活動を実施中であることを明示したステッカー等の貼付・掲示
- 事業活動に使用する車両へのドライブレコーダーの設置、及び捜査機関からの要請に基づくドライブレコーダー映像の提供